

改正地球温暖化対策推進法と自治体の課題

伊藤久雄（NPO法人まちぼっと理事）

地球温暖化対策推進法の一部改正案が、令和3年5月26日に成立した。地球温暖化対策推進法は平成9年（1997年）、京都で開催された気候変動枠組条約第3回締約国会議（COP3）での京都議定書の採択を受け、日本における地球温暖化対策の第一歩として、国、自治体、事業者、国民が一体となって地球温暖化対策に取り組むための枠組みを定めたものである（平成10年10月2日の参議院本会議で可決され、10月9日に公布）。

その後何度か改正が繰り返されてきたが、今回の改正では大きく3つのポイントがあるとされている。

- (1) 2050年までの脱炭素社会の実現を基本理念に
- (2) 地方創生につながる再エネ導入を促進
- (3) 企業の温室効果ガス排出量情報のオープンデータ化

そこで、今回の改正の中でも重要な役割を担う自治体の課題、特に再生エネ導入促進の課題を取り上げたいと思う。

1. 国の「地球温暖化対策計画」と「地方公共団体実行計画」

（この項は、ちょうせい第103号（令和2年11月）に掲載された地方公共団体の気候変動対策（環境省大臣官房環境計画課）からの引用である）

「地球温暖化対策計画」（平成28年5月13日閣議決定）は、国の削減目標を達成するための政策をまとめたものであり、国の「計画」に基づき、地方公共団体が2030年を視野に入れ、温室効果ガスを削減するため、住民や企業などに率先して実行する施策を取りまとめた中長期的な計画が「地方公共団体実行計画」である。

「地方公共団体実行計画」は、「地球温暖化対策の推進に関する法律」（平成10年法律第117号。以下「温対法」という。）第21条に基づき、都道府県及び市町村に対し、地域における地球温暖化対策の推進のために策定が求められる計画である。また、特別区、一部事務組合及び広域連合にも温対法第21条が準用され、同計画の策定が求められる。

この「地方公共団体実行計画」は、大きく分けて「事務事業編」及び「区域施策編」の2つから構成される。

- (1) 「事務事業編」について

「事務事業編」は、自治体の施設・事業からの排出、すなわち事業者としての自治体の温室効果ガスの「排出量の削減」および「吸収作用の保全及び強化」のための措置に関する計画である。計画内容は、国の「地球温暖化対策計画」に即する必要があり、温対法第条第1項に基づく計画である。

全国の公共施設の数、都道府県全体で約 10 万棟、市町村全体では約 33 万棟にも上るとも言われており、全国約 43 万棟を超える公共施設で再生可能エネルギーの導入や省エネを進めると、日本全国として大きな削減量になることから、計画的に取り組を進めることは、国の計画上也非常に重要となる。

この「事務事業編」は、全ての都道府県及び市町村に策定が義務付けられている。また、特別区、一部事務組合及び広域連合にも地方自治法第 292 条に基づき温対法第 21 条が準用されるため、「事務事業編」の策定が義務付けられている。

1. 事務事業編の概要

基本的な考え方

○事務事業編は、地球温暖化対策推進法第21条第1項に基づき策定するものであり、事務事業編を策定・実施することで、温室効果ガスの排出量の削減等が期待されます。

事務事業編とは

地方公共団体がやっている事務・事業に関し、「温室効果ガスの排出量の削減」（庁舎をはじめとする公共施設での省エネルギー対策等）と「温室効果ガスの吸収作用の保全及び強化」（公有林における間伐等の森林吸収源対策等）に取り組むための計画です。

事務事業編と関連の深い他の制度など

- ▶地球温暖化対策推進法における温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度に基づく報告等
- ▶省エネ法における定期報告等
- ▶ISO14001などの環境マネジメントシステム

(2) 「区域施策編」について

「区域施策編」は、自治体の区域内の排出、すなわち住民・事業者も含む排出削減計画である。こちらも計画内容は、国の「地球温暖化対策計画」に即し、区域の自然的社会的条件に応じて温室効果ガスの排出の抑制等を行うための施策に関する事項を定める、温対法第 21 条第 3 項に基づく計画である。

この「区域施策編」は、全ての都道府県、指定都市及び中核市（施行時特例市を含む。）に策定が義務付けられている。しかし、国全体の削減目標を達成するためには、全ての地域で取り組むことが必要であるため、策定義務のない自治体においても策定を進めるよう、環境省では支援を行っている。

温室効果ガスの削減目標を設定しても、市民にとっては実感が湧きにくいという声を聞くことがあるが、地方公共団体実行計画において目標設定をすることにより、市民の省エネに対する行動を促す効果もあると考えられる。

地方公共団体実行計画 区域施策編の概要	
<ul style="list-style-type: none"> ❑ 区域施策編とは、区域の温室効果ガスの排出の抑制等を行うための施策に関する計画です。 ❑ 地球温暖化対策推進法において、都道府県、指定都市、中核都市及び施行時特例市は、区域施策編の策定が義務付けられており、その他の地方公共団体についても、区域施策編を策定するよう努めることが求められています。 ❑ 地球温暖化対策推進法に基づき、区域の自然的、社会的条件に応じて策定をすることとされています。 	
区域施策編の構成例	
骨格の例	構成要素の例
① 区域施策編策定の基本的事項・背景・意義	<ul style="list-style-type: none"> • 区域施策編策定の背景・意義 • 区域の特徴（自然的社会的条件及び各主体の特徴等） • 計画期間 • 推進体制
② 温室効果ガス排出量の推計・要因分析	<ul style="list-style-type: none"> • 区域の温室効果ガス排出状況
③ 計画全体の目標	<ul style="list-style-type: none"> • 2050年の排出量削減目標 • 再エネ導入量などの施策に応じて設定する目標
④ 温室効果ガス排出抑制等に関する対策・施策	<ul style="list-style-type: none"> • 区域の各主体に期待される対策 • 地方公共団体が実施する施策
⑤ 区域施策編の実施及び進捗管理	<ul style="list-style-type: none"> • 区域施策編の実施及び進捗管理

(3) PDCA サイクルによる進捗管理

「事務事業編」も「区域施策編」においても、策定後の PDCA サイクルによる進捗管理が非常に重要となる。2030 年を目指し、長期計画を立て、途中で何年かごとに見直しをしながら必要に応じて改定する大きな PDCA サイクルと、毎年の排出量や対策の進捗を確認する小さな PDCA サイクルがある。

Plan においては、基本情報の整理、計画策定、実施、評価体制構築、排出量推計、削減目標設定、目標達成のための対策施策の検討及び公表を行う。

Do は、対策施策であり、毎年の事業を検討・実施し、進捗管理を踏まえて必要に応じて改善し、Check において計画期間全体の評価を行う。

最後に Act において改善点を洗い出し、対策を検討して、必要に応じて計画を改定し、再度 Plan をするという形で PDCA を回す。

2. 自治体における地球温暖化対策の推進に関する法律施行状況

(1) 調査内容等

環境省は毎年度、自治体における地球温暖化対策の推進に関する法律施行状況を調査している。その最新版である令和2年度地方公共団体における地球温暖化対策の推進に関する法律施行状況調査結果報告書（概要版）から、施行状況をみておきたい。概要版とはいっても、125 ページに及ぶ膨大な資料である。

調査対象は、都道府県及び市町村（特別区含む。）1,788 団体および自治体の組合（一部事務組合および広域連合）1,540 団体の合計 3,328 団体である。調査内容は、以下の5項目に関する設問を設定し、都道府県及び市町村（特別区含む。）については次の①～⑤の5項目、自治体の組合（一部事務組合及び広域連合）については次の①、②及び⑤の3項目について調査を行っている。

- ① 地球温暖化対策推進法に基づく地方公共団体実行計画の策定状況
- ② 事務事業における地球温暖化対策に関する事項
- ③ 区域施策における地球温暖化対策に関する事項
- ④ その他の地球温暖化対策に関する事項
- ⑤ 意見・要望

このため、基本的に①②⑤は全ての団体を対象としている一方、③④は都道府県及び市町村（特別区含む。）のみを対象としている。ただし、設問の内容によっては、実行計画の策定団体のみを対象とするなど、設問に応じて母集団が異なっている点がある。

回答状況のうち事前登録では、調査対象 3,328 団体のうち 3,313 団体（回答率 99.5%）から回答を、都道府県及び市町村（特別区含む。）については全 1,788 団体から回答を得ている。

施行状況調査では、調査対象 3,328 団体のうち 3,306 団体（回答率 99.3%）から回答を、都道府県及び市町村（特別区含む。）については全 1,788 団体から回答を得ている。

このように、都道府県と市区町村は 1,788 団体すべてが回答していることになる。そこで、以下の策定状況については基本的には都道府県と市区町村の状況をみていくことにしたい。

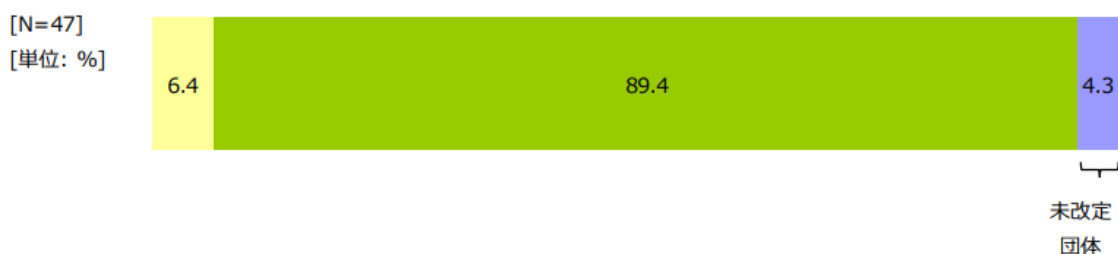
(2) 地方公共団体実行計画（事務事業編）の策定状況

令和2年（2020年）10月1日現在の事務事業編の策定・改定状況は以下のとおりとなっている。

<都道府県>

下図のとおりである。47都道府県のうち、45団体は調査時には計画期間中であつた。計画期間を過ぎている2団体も2020年10月1日以降に改定する予定があると回答している。

- 現在、計画期間中であり、2020年10月1日以降に改定する予定がある。 42団体
- 現在、計画期間中であり、2020年10月1日以降に改定する予定はない。 3団体
- 既に計画期間を経過しており、2020年10月1日以降に改定する予定がある。2団体



<市区町村>

下図のとおりである。都道府県とはやや異なるので、図に従って分類する。

<策定済団体>

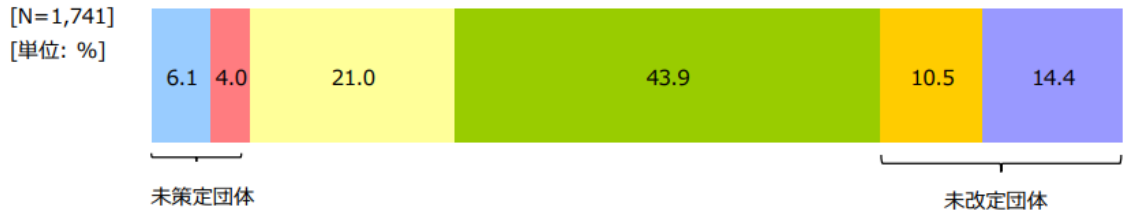
- 現在、計画期間中であり、2020年10月1日以降に改定する予定がある。 765
団体
- 現在、計画期間中であり、2020年10月1日以降に改定する予定はない。 366
団体

<未改定団体>

- 既に計画期間を経過しており、2020年10月1日以降に改定する予定がある。 251
団体
- 既に計画期間を経過しているが、2020年10月1日以降に改定する予定はない。 183
団体

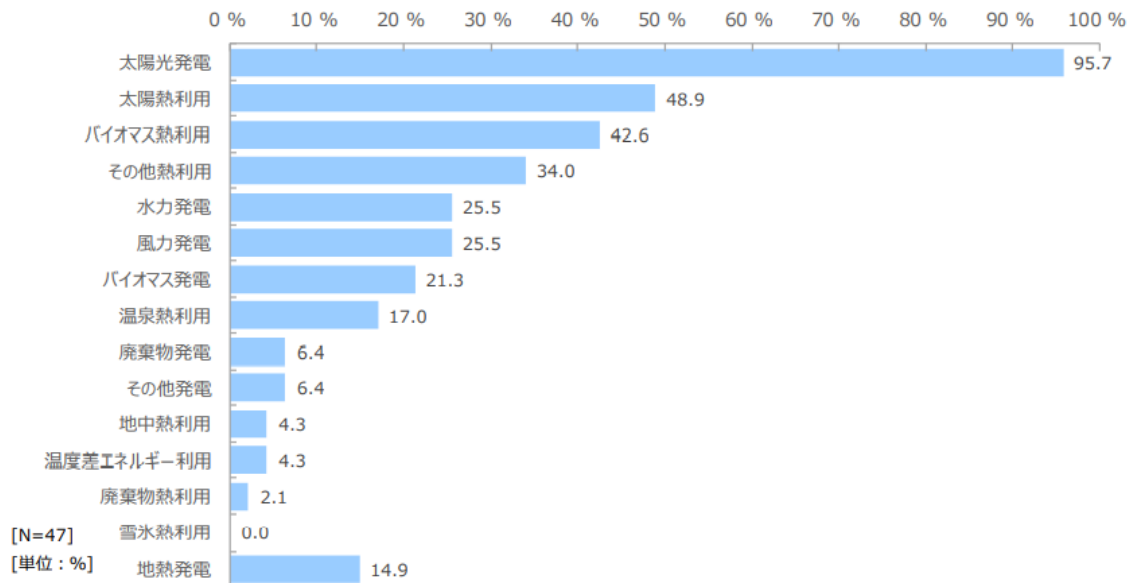
<未策定団体>

- 過去に一度も策定したことがなく、2020年10月1日以降も策定する予定はない。 106
団体
- 過去に一度も策定したことがないが、2020年10月1日以降に策定する予定がある 70
団体

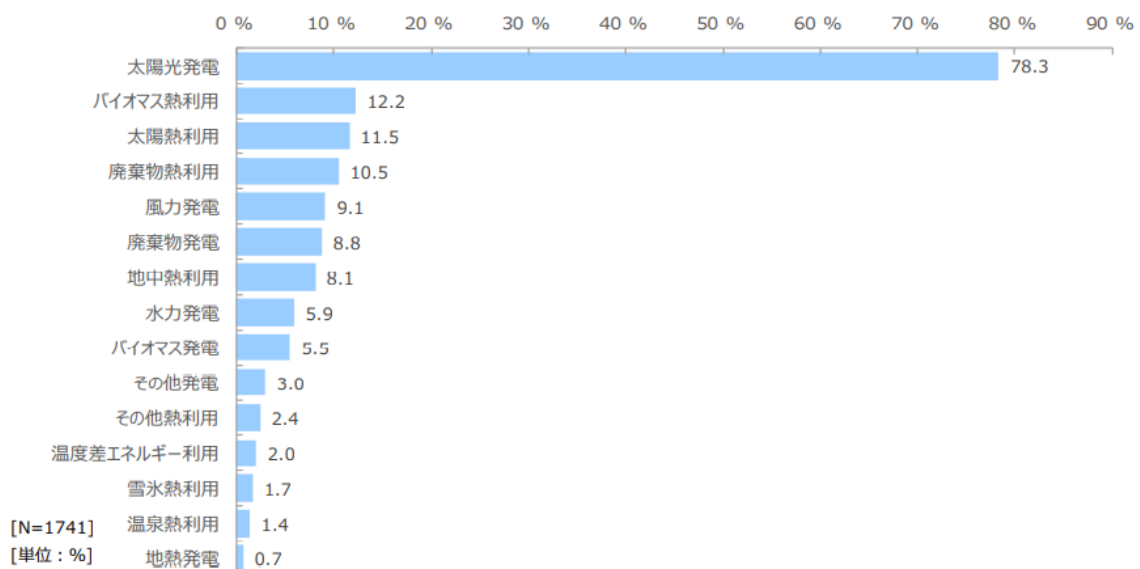


＜再生可能エネルギーまたは未利用エネルギーを活用するための設備の導入状況＞

都道府県



市区町村



都道府県・市町村（特別区含む）における再生可能エネルギーまたは未利用エネルギーの導入状況を見ると、都道府県・人口 3 万人以上の市町村（特別区含む。）に関しては、どの団体区分においても概ね 90%以上の団体が「太陽光発電」を導入している。その他のエネルギーに関しては、バイオマス熱利用、太陽熱利用、廃棄物熱利用、風力発電を導入している割合が高い。

(3) 地方公共団体実行計画（区域施策編）の策定状況

<都道府県と市区町村の策定状況>

策定義務のある団体（都道府県、政令指定都市、中核市、施行時特例市）は、全ての団体が計画を策定済みとなっている。ただし、中核市で 1 団体、計画期間を経過した“未改定団体”が存在する。

策定義務のない団体のうち、人口 10 万人以上の市町村（特別区含む。）の 62.4%、人口 3 万人以上 10 万人未満の市町村（特別区含む。）の 33.1%、人口 1 万人以上 3 万人未満の市町村の 17.0%、人口 1 万人未満の市町村の 15.5%が計画を策定している。

<再生可能エネルギー等の導入拡大・活用促進と省エネルギーに関する取組み>

都道府県・市町村（特別区含む。）において、再生可能エネルギー等の導入拡大・活用促進と省エネルギーに関する取組について「個人・家庭に対する再生可能エネルギー導入のための自治体独自の補助金制度を有している。」と回答した団体は 35.4%、「事業者における再生可能エネルギー導入・設置のための自治体独自の補助金制度を有している。」と回答した団体は 6.6%である。

(4) テーマ別の実施状況

(1) 地域エネルギー事業の実施状況

① 地域エネルギー事業の取組状況

地域エネルギー事業の取組状況は、回答団体全体では、「該当する事業は存在しない。」

が 83.7%となっている。

地域エネルギー事業の取組内容としては、「団体が直接事業を行っている。」(3.8%) が最も多く、次いで「地域エネルギー事業会社（一部事務組合等を除く）があるが、団体では特に支援はしていない。」(2.6%)が多い。

② 地域エネルギー事業の検討状況

地域エネルギー事業の検討状況は、回答団体全体では、「現在検討しているものはない。」(89.6%)が多いが、「団体が地域エネルギー事業会社（一部事務組合等を

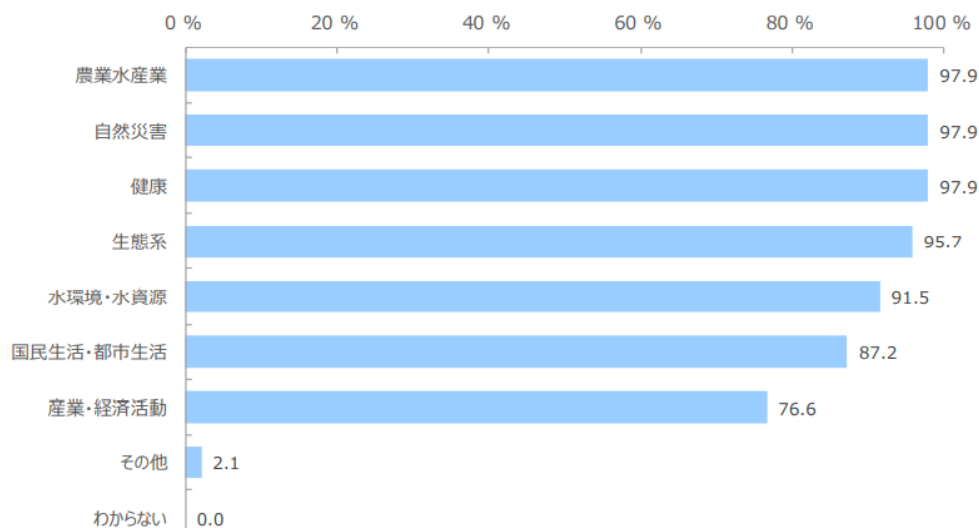
除く)に出資以外の形で支援を行う。」(1.9%)をはじめ、地域エネルギー事業を検討している団体も存在する。

(2) 現在実施している地域の地球温暖化対策・施策.

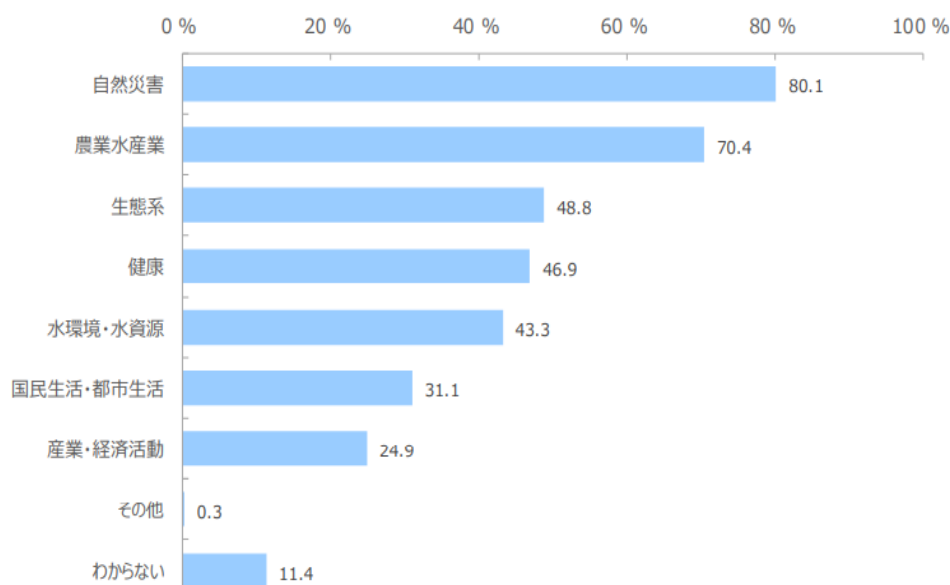
都道府県・市町村(特別区含む。)において、現在実施している地域の地球温暖化対策・施策としては、「再生可能エネルギー電気及び再生可能エネルギー熱の利用拡大」(60.5%)が最も多く、「廃棄物焼却量の削減」(44.7%)、「プラスチック製容器包装の分別収集・リサイクルの推進」(39.6%)、「地球温暖化対策に係る国民運動の推進」(39.3%)と続く。

(3) 気候変動適応に関する取組状況

<都道府県>



<市区町村>



① 影響が懸念される分野

都道府県・市町村（特別区含む。）において、気候変動の影響が懸念される分野としては、「自然災害」（80.6%）が最も多く、「農業水産業」（71.1%）、「生態系」（50.1%）、「健康」（48.3%）と続く。

ただし、都道府県と市区町村では下図のようにかなり違いがある。都道府県は、農林水産業、自然災害、健康がともに97.9%と同率1位であり、生態系、水循環・水資源も90%台で高い。これに対して市区町村は、自然災害が最も高く、農林水産業、生態系、水循環・水資源と津木菟が、「分からない」が11.4%もあるのが気になる。

② 地域気候変動適応計画の策定状況

都道府県・市町村（特別区含む。）における地域気候変動適応計画の策定状況としては、「策定する予定がない」（64.0%）が最も多い。

一方、「既に策定している」団体は3.3%（59団体、昨年度調査の41団体から18団体増加）、「これから策定する予定」団体も6.9%、「法には基づかないが、自主的に策定している」団体も1.4%存在している。

都道府県と市区町村では大きな違いがあり、都道府県は「既に策定している」46.8%、「これから策定する予定」42.6%、「法には基づかないが、自主的に策定している」10.6%であるのに対し、市区町村は「策定する予定がない」が最も多く85.7%を占め、「既に策定している」2.1%、「これから策定する予定」5.9%、「法には基づかないが、自主的に策定している」1.1%と低く、「分からない」が25.1%もある。

③ 地域気候変動適応センターの確保状況

都道府県・市町村（特別区含む。）における地域気候変動適応センターの確保状況について、「確保する予定はない」（64.6%）が最も多い。「既に確保している」団体は1.6%（29団体、昨年度調査の17団体から12団体増加）、「これから確保する予定」の団体は2.3%に留まる。

この課題も都道府県と市区町村では違いが大きく、都道府県では「既に確保している」、「これから確保する予定」の団体があわせて90%以上となっているが、市区町村では「実施している取組はない」が68.6%にのぼる。

（4） 地域循環共生圏に関する取組状況

① 地域循環共生圏の認知度

都道府県・市町村（特別区含む。）における地域循環共生圏の認知度について、「名前を聞いたことはあったが、内容は理解していなかった」（38.9%）、「名前を聞いたこともなかった」（30.4%）団体が合わせて65%以上となっている。「内容を理解している」団体は全体の24.8%にあたる444団体で、昨年度調査の364団体から80団体増加している。

中核市以上の市町村では「内容を理解している」団体が 85%以上だが、人口 3 万人未満の市町村では 15%未満に留まる。

② 地域循環共生圏の概念に沿った具体的な取組の実施有無

地域循環共生圏の概念を理解している団体において、具体的な取組を「行っている」団体は 23.9%である。「行っている」都道府県は 48.8%、市区町村は 21.2%となっている。

(5) 国際イニシアチブへの参加状況

① 気候変動に対するイニシアチブへの参加状況

都道府県・市町村（特別区含む。）における気候変動に対するイニシアチブへの参加状況について、「わからない、知らない」団体が 87.3%となっている。「参加している」団体は 2.6%で、「参加を検討している」団体は 0.4%、「関心がある」団体も 9.6%存在している。

特に「関心がある」と回答した団体は 172 団体で昨年度調査の 138 団体から 34 団体増加している。政令指定都市においては「参加している」、「参加を検討している」団体があわせて 50%以上となっている。

② 参加している（もしくは参加を検討している、参加に関心がある）イニシアチブ

気候変動に対するイニシアチブへ参加している、もしくは参加を検討している、関心がある団体における、参加（もしくは参加を検討している、参加に関心がある）イニシアチブは、「RE100（自然エネルギー100%プラットフォーム）」（55.4%）が最も多く、「ICLEI（持続可能な都市と地域をめざす自治体協議会）」（39.9%）、「世界首長誓約（Compact of Mayors）」（34.2%）と続く。

政令指定都市、人口 1 万人未満の市町村では「ICLEI（持続可能な都市と地域をめざす自治体協議会）」の割合が最も多い。

(6) 2050 年温室効果ガス実質排出量ゼロに向けた計画やロードマップ策定状況

2050 年温室効果ガス実質排出量ゼロに向けた計画やロードマップを「策定済」と回答している団体は 22 団体（1.2%）で、165 団体（9.2%）は「策定していないが、今後策定予定がある」と回答している。（この課題は後述）

3. 改正地球温暖化対策推進法の課題

(1) 東京都の地方公共団体実行計画策定の状況と課題

環境省のHPに東京都の地方公共団体実行計画の策定・取組み状況が掲載されている（令和 2 年度、全都道府県の一覧を掲載）。策定状況を策定自治体数で見ると以下のようになる。

東京都の地方公共団体実行計画一覧			
区分	自治体数	事務事業編	区域事業編
東京都	1	1	1
区部	23	23	22
市部	26	24	15
多摩町村	4	3	2
島しょ部	9	4	0
計	63	55	40
策定率	—	87%	63%

- 東京都全体の策定率は、やはり事務事業編が高い、区域事業編も区部の未策定は渋谷区だけである。
- 多摩市部で事務事業編の未策定は立川市と清瀬市である。区域事業編の未策定は立川市、三鷹市、町田市、日野市、国分寺市、福生市、東大和市、清瀬市、東久留米市、武蔵村山市、多摩市の各市である。立川市と清瀬市は両計画が未策定ということになる。

東京都の課題は、未策定市区町村が策定を急ぐことである。とりわけ区域事業編の策定が遅れている。もちろん、あらゆる計画に言えることではあるが、計画は策定することが重要ではあるが、策定した計画をどう実行するかがより重要である。計画の実効性を市民の側から検証することが必要となる。

(2) PDCA サイクルの課題

計画の策定状況は既述のとおりである。課題は区域事業編の作成過程にあると考える。東京都には、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例に基づいた東京都地球温暖化対策指針がある。この指針は、温室効果ガス排出事業者に向けたものである。

また、「都による地球温暖化対策報告書の公表及び指導・助言等」も行っている。これは、事業者から提出される地球温暖化対策報告書の内容を、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例第に基づき、都のホームページで公表しているものである。このような取り組みを通じて、事業者による各種計画の実効性を担保し、地球温暖化対策が推進されることが望まれる。

なお令和2年度地方公共団体における地球温暖化対策の推進に関する法律施行状況調査結果報告書（概要版）の「調査結果サマリ」に調査結果の概要が記述されている。事務事業編、区域事業編とも、「未策定・未改定団体における主な課題は“人員不足”、“専門知識不足”、“措置実施に係る予算不足”」であるとされている。この指摘を踏まえてどう対応するのが課題である。

DO—毎年の事業を検討・実施し、進捗管理することについて、上記法律施行考査結果報告書では、事務事業編については「地域の脱炭素化の取組促進に向けた実行計画の実効性向

上に向け“再エネ導入目標の設定方法及び計測方法”、“再エネ導入拡大に向けたエリア検討”、“地域環境保全への配慮事項”等の検討に向けた情報提供が必要となる」と指摘している。

また区域事業編については、「民間団体の活動支援」「公共交通網の利便性の向上」「まちづくりに参加する人づくり・ネットワークづくりの促進」などの取り組みが多いと指摘するとともに、「他の地方公共団体との広域的な協調・連携を実施している団体における具体的な連携の促進」を求めている。

CHECKー計画期間全体の評価は、「計画策定済団体の半数以上の団体が毎年1回のペースで点検を実施している。一方、26%の団体は点検未実施となっている」としている。また、点検に係る課題として、「施行時特例市以上の大規模団体では「財源不足」や「排出量算定に向けた情報収集」が多く、小規模団体では「人員不足」「地球温暖化対策に関する政策的・制度的知識の不足の割合が高い」と述べている。

直近の進捗状況について、点検の結果「目標達成が困難な状況である」と回答している団体は、点検実施団体の28.5%存在している。その要因としては、設備の老朽化、財源不足による設備更新事業の停滞等による「対策・施策の停滞・後退」「エネルギー需要の増加」「電力排出係数の悪化」等があげられている。

区域施策編の点検実施状況については、事務事業編とほぼ同様な傾向がみられる。点検に係る課題も事務事業編とほぼ同様である。直近の進捗状況について、点検の結果、「目標達成が困難な状況である」と回答している団体は、点検実施団体の47.4%存在しており、事務事業編よりかなり多い。その要因としては、「エネルギー需要の増加」、「電力排出係数の悪化」と外的要因によるものが多く確認されている。

ACTー改善点の洗い出し、対策の検討、必要に応じた計画を改定は、事務事業編を策定済の2,166団体において今後改定予定がある団体は1,330団体(61.4%)。また、改定予定団体のうち2020年度に改定予定と回答している団体は372団体(28.0%)、2021年度に改定予定と回答している団体は391団体(29.4%)となっている。

区域施策編では、区域施策編を策定済の585団体において今後改定予定がある団体は399団体(68.2%)。また、改定予定団体のうち2020年度に改定予定と回答している団体は127団体(31.8%)、2021年度に改定予定と回答している団体は100団体(25.1%)となっている

(3) 2022年度に向けた課題

① 2022年度(令和4年度)予算要求

総務省の令和4年度の地方財政措置についての各府省への申入れ概要をみると、「地域脱炭素を実現するための取組の推進」を関係各府省に申し入れている。申し入れた府省は「内

閣官房一新、内閣府一新、文部科学省一新、農林水産省一新、経済産業省一新、国土交通省一新、環境省一新」と、すべて新規申し入れとなっている。

総務省所管の事業の2022年度（令和4年度）の予算要求も、当然ながら「地域脱炭素を実現するための取組の推進」が柱の1つに加えられるものと考えられる（例年、次年度予算要求がまとめられるのが9月）。東京都2021年度（令和3年度）予算は「SDGsの視点で施策の展開」を柱に、2050年CO₂実質ゼロに貢献する「ゼロエミッション東京」の実施を目指すとともに、水と緑を一層豊かにし、ゆとりと潤いのある東京の実現に向けた施策を展開するとして、次の政策を掲げた。

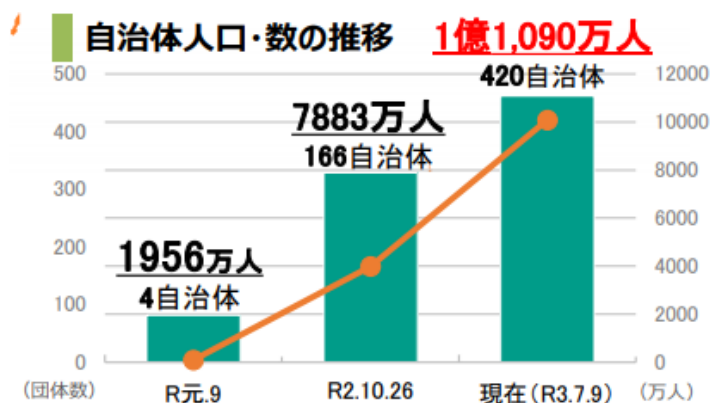
<ゼロエミッション東京の実現> 403億円

- ・ ゼロエミッション・ビークル（ZEV）の普及促進 116億円
- ・ 省エネルギー対策の推進 112億円
- ・ 再生可能エネルギーの導入拡大 10億円
- 照明のLED化推進 145億円
 - ・ プラスチック対策等 19億円

2022年度予算案がどのように策定されるのか、その内容や予算額等に注目したい。また既述した「令和2年度地方公共団体における地球温暖化対策の推進に関する法律施行状況調査結果報告書」に明記されているように、地球温暖化対策の推進に向けた市区町村の取り組みも、人材不足、予算不足、情報不足が顕著である。これは全国的な状況であるが、都においても都区財政調整や市町村総合交付金などにおいて、これらの現状改革にどのように取り組むのかについても注目する必要がある。

② 2050年温室効果ガス実質排出量ゼロに向けた計画やロードマップ策定の加速

自治体における2050年二酸化炭素排出実質ゼロ表明は、2021年7月9日時点で420自治体（40都道府県、249市、10特別区、101町、20村）となっている。この表明自治体総人口は、約1億1,090万人である（都道府県と市区町村の重複を除外して計算）。



都内では、東京都のほか葛飾区、多摩市、世田谷区、豊島区、武蔵野市、調布市、足立区、国立市、港区、狛江市、中央区、新宿区、荒川区、北区、江東区で、1都、10区、5市の16自治体となっている。都内では今年になってから表明する自治体が増えているが、6月以降だけでも4区ある（別紙参考資料、これまでに「2050カーボンゼロ」表明した都内自治体団体）。

なお当然ながら、単に2050カーボンゼロを表明するだけでなく、取り組み内容が重要である。脱炭素に向けた主な取組・施策については、2050年カーボンゼロ表明概要とともに、2050年二酸化炭素排出実質ゼロに向けた取組等に掲載されている。ゼロ表明した1都、10区、5市の表明概要と主な取組・施策については別紙（参考資料、これまでに「2050カーボンゼロ」表明した都内自治体団体）を参照して頂きたい。環境基本計画に取組みや目標を記載するところが多いが、地球温暖化対策実行計画の見直し等を行ったところも、世田谷区、武蔵野市、調布市、国立市、中央区などがある。

改正地球温暖化対策推進法を踏まえて、2050カーボンゼロ表明自治体が増加し、再生エネ導入促進などの取り組みが促進されることを期待したい。

<参考資料>

- 地球温暖化対策推進法の一部改正（成立：2021年6月4日）
https://ondankataisaku.env.go.jp/carbon_neutral/topics/20210604-topic-03.html
- 地球温暖化対策推進法と地球温暖化対策計画
<https://www.env.go.jp/earth/ondanka/domestic.html>
- 再エネの更なる導入に向けた環境省の取組方針（2021年7月6日環境省 地球環境局）
https://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/denryoku_gas/saisei_kano/pdf/034_04_00.pdf
- 令和2年度地方公共団体における地球温暖化対策の推進に関する法律施行状況調査結果報告書（概要版）
<https://www.env.go.jp/earth/dantai/r021001/mat02.pdf>
- 地方公共団体の気候変動対策（環境省大臣官房環境計画課）ちょうせい第103号（令和2年11月）
https://www.soumu.go.jp/main_content/000716150.pdf
※「ちょうせい」は、総務省公害等調整委員会が発行する機関誌
- 東京都の地方公共団体実行計画一覧（環境省）
https://www.env.go.jp/policy/local_keikaku/sakutei/13.html
- 東京都地球温暖化対策指針（2020（令和2）年4月）
<https://www8.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/ondanka/pdf/ontaisisin202004.pdf>

- 都による地球温暖化対策報告書の公表及び指導・助言等
https://www8.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/ondanka/report/handbook/honnpenn_4.pdf
- 令和4年度の地方財政措置についての各府省への申入れ概要（総務省）
https://www.soumu.go.jp/main_content/000759076.pdf
- 地方公共団体における2050年二酸化炭素排出実質ゼロ表明の状況
<https://www.env.go.jp/policy/zerocarbon.html>
- 2050年二酸化炭素排出実質ゼロに向けた取組等
https://www.env.go.jp/policy/zero_carbon_city/02_list_210709.pdf
- これまでに「2050カーボンゼロ」表明した都内自治体団体（2021.7.9時点、環境省HP）
（別紙）